

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会

運営細則

第1項 目的

この運営細則は、検討委員会の運営に関し、附属機関条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2項 用語の定義

この運営細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 附属機関条例 印西地区環境整備事業組合附属機関条例
- (2) 検討委員会 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
- (3) 会議 検討委員会の会議
- (4) 委員 検討委員会の委員
- (5) 比較対象地 検討委員会で抽出された用地

第3項 会議等開催予定回数

附属機関条例第2条別表及び印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会組織細則第5項で規定する任期中における会議等の開催予定回数は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議 7回
- (2) 先進地の視察 1回
- (3) 比較対象地の視察 2回

第4項 会議開催日程等

会議の開催日程等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議は、必要に応じて開催する。
- (2) 会議の開催日は、日曜日（昼間）を予定する。
- (3) 会議の時間は、2時間程度を予定する。
- (4) 会議の開催場所は、印西地区環境整備事業組合の会議室を予定する。

第5項 会議の公開

会議は、公開する。

ただし、会議で決するところにより、会議の全部又は一部を公開しない場合（以下「非公開会議」という。）があるものとする。

第6項 会議録の公開

会議録は、検討委員会において確認した後、これを公開する。
ただし、非公開会議の会議録は、これを公開しない。

第7項 氏名の公表

会議録及び委員名簿に委員の氏名を記載し、これを公表する。
ただし、会議で決するところにより、会議録に委員の氏名を記載しない場合があるものとする。

第8項 守秘義務

委員は、調査審議の過程で知り得た事実及び情報等のうち、次に掲げる事項の一切を他人に漏らしてはならないものとする。

- (1) 個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れのあるもの。
- (2) 検討途中の特定の固有名称及び地名等、事業の円滑な執行に支障を及ぼす恐れのあるもの。

第9項 専門部会

検討委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門部会を設置することができる。
なお、当該専門部会の目的、組織、運営及び選任委員は、会議で決するところにより定める。

第10項 傍聴

会議の傍聴に関し必要な事項は、印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会会議傍聴遵守事項として別に定めるものとする。

第11項 委任

この運営細則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会議で決するところにより定める。

附 則

この運営細則は、平成25年4月21日から適用する。